

お詫びと訂正

『臨牀透析』Vol.40 No.9（2024 年 8 月 5 日発行）掲載の論文「自立生活が困難な透析患者の生活の場の選択肢」〔丸山百合子，p.1130(10)–1134(14)〕に誤りがございました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

株式会社日本メディカルセンター

【記】

p.1133(13) 掲載の「表：自立生活が困難な透析患者の生活の場の選択肢」

訂正箇所・行「入所系住まい－介護医療院（介護保険）」

・列「要介護認定の要否－要介護」

正 誤・誤「×」→正「○」

表 自立生活が困難な透析患者の生活の場の選択肢

	施設の種類	施設の概要	利用料	要介護認定の要否			腎臓病食 の提供	透析 送迎	栄養士 の配置
				自立	要支援	要介護			
入所系住まい	養護老人ホーム	一人暮らしが困難、自宅での生活が困難な方が入所する施設。身の回りのことができる方が対象。	本人の収入に応じた負担額	○	○	△①	△②	×	○
	グループホーム	認知症の高齢者が少人数、共同で生活する入所施設。	家賃＋食費＋管理費＋介護保険サービス利用費	×	要支援 1× 要支援 2○	○	△②	×	×
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で自宅での生活が困難な方が、入所して介護サービスが受けられる施設。	介護保険サービス利用費＋食費＋居住費＋雑費	×	×	要介護 3 以上 ○	△②	△④ (R6・4～加算が創設)	○
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し治療よりも看護、介護、医療、リハビリ継続が必要な方が一時的に入所する施設。	介護保険サービス利用費＋食費＋居住費＋雑費	×	×	○	△②	△④	○
	介護医療院（介護保険）	急性期の治療を終えても医療的ケアが継続し、施設等で対応困難な状態の方が対象。	介護保険サービス利用費＋食費＋居住費＋雑費	×	×	○	○	△⑤	○